	事務長	担当者
決		
裁		

国民健康保険 第5種組合員 資格継続届

被保険者 記号・番号		記号		番号						
								-	-	
組合員氏名	(7リガ ナ)				性 別		男 女			
他口具以石				生	年月日	昭和	年	月	日	
資格継続認定日				令	和	年	月	日		
埼玉県薬剤師国民健康保険組合理事長 様										
上記のとおり 第5種組合員 となり、資格を継続したいので届けます。										
令和 年 月 日										
		組	住 所	₹						
		合員	氏 名							
			電話番号			()		

(注)

- ① 75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度へ移行後も **第5種組合員** として資格を継続する場合に提出してください。この場合、**月額1,000円の特別保険料**を納付していただきます。
- ② 第5種組合員になることで『組合広報紙(埼薬国保)』『長寿のお祝い』等の保健事業を受けることができます。
- ③ 第5種組合員は、例外的な取扱いですので、家族が75歳に達した等で継続理由が消滅した場合は、 別様式「国民健康保険第5種組合員資格喪失届」を提出してください。

